

郡上市事務用封筒有料広告募集要項

令和7年11月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、郡上市印刷物等広告掲載事業実施要綱（平成19年郡上市告示第35号。以下「要綱」という。）に基づき実施する事務用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の制限)

第2条 封筒に掲載しない広告は要綱第3条の規定によるものとし、次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しないこととする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこの製造及び販売業
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他市長が不適當であると認めるもの

2 要綱第3条第2項の規定に基づく、広告内容等に関する個別の基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(封筒の種類、作成枚数等)

第3条 封筒の種類及び作成枚数並びに広告の規格、枠数、場所、刷色及び掲載期間及び広告料金は、次に掲げるとおりとする。ただし、封筒における行政情報の掲載枠の増減に応じ変更の必要があると市長が認める

場合は、この限りでない。

封筒の種類	定形封筒 長形3号
作成枚数	50,000枚
広告の規格	1枚当たり：縦3.3cm×横10.0cm
広告の枠数	5枠
広告の場所	封筒の裏面
広告の刷色	1色（黒）
広告の掲載期間	市が当該封筒を納品受領した日から当該作成枚数が使用されるまでの期間（おおむね1年間）
広告料金	1枠当たり75,000円

（募集方法）

第4条 広告の募集は、要綱第6条の規定に基づき、広報郡上紙面、市のホームページ及びその他の方法により公募するものとする。

（申込者の資格）

第5条 申込者の資格は、要綱第7条の規定のほか、郡上市競争入札等参加者選定要綱（平成29年郡上市訓令第8号）第2条の規定に該当しない者であること。

（広告の申込）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、郡上市事務用封筒有料広告掲載申込書（様式第1号）（以下、「申込書」という。）に次の書類等を添付し、提出しなければならない。

- （1） 法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（申込期限前3箇月以内に公布されたもの）、個人の場合は、写真付の身分証明書（免許証等）
- （2） 会社概要など事業内容の分かる書類（パンフレットなど）
- （3） 掲載する広告の原稿

（広告掲載の決定）

第7条 要綱第9条の規定に基づく決定方法は、申込書等が要項等を遵守しているか等を審査のうえ、適正と認めるときは、広告主に決定するものとする。ただし、適正となった申込者数が広告の枠数を上回る場合は、市がくじにより広告主を決定するものとする。なお、枠数が3枠に満たない場合は広告封筒の作成を行わないものとする。

2 選定の結果は、郡上市事務用封筒有料広告掲載可否通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 審査の経緯は公表しないこととする。また、審査結果に対する異議申し立ては受付しないこととする。

（広告の位置）

第8条 広告掲載の位置は、別表第3のとおりとする。

2 申込者は、申込書に希望箇所を記入することとする。ただし、希望する広告掲載箇所が他の者と重複した場合は、市がくじにより決定することとする。

（広告付き封筒の寄付の受入）

第9条 市長は、広告付き封筒の寄附の申し出があった場合、封筒等がこの要項の基準を満たしているか審査を行い、適正と認めるときは、寄附を受け入れることができるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、封筒への広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別表第1（第2条第2項関係） 広告内容に関する基準

内容	例示 ○良い例 ×悪い例
<p>1 広告媒体に掲載しないもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの</p> <p>イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの</p> <p>ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの</p> <p>エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</p> <p>オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの</p> <p>カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの</p> <p>キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの</p> <p>ク 社会的に不適切なもの</p> <p>ケ 国内世論が大きく分かれているもの</p> <p>(2) 消費者被害の未然防止予防及び拡大防止の観点から適切でないもの</p> <p>ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現</p> <p>イ 射幸心を著しくあおる表現</p> <p>ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの</p> <p>エ 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>オ 法令等で認められていない業種・商法・商品</p> <p>カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等</p> <p>キ 責任の所在が明確でないもの</p> <p>ク 広告の内容が明確でないもの</p> <p>ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの</p> <p>(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの</p> <p>ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。</p> <p>イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現</p> <p>ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現</p> <p>エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>オ ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>	<p>×「世界一」「一番安い」等（掲載に関しては、根拠となる資料を要する。）</p> <p>×「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等</p>

別表第2（第5条関係） 業種ごとの基準

項目名	内容	例示 ○良い例×悪い例
1 人材募集広告	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p>	
2 語学教室等	<p>(1) 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p>	<p>×「1か月で確実にマスターできる」等</p>
3 学習塾等	<p>(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。</p>	
4 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。</p> <p>(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>	<p>○「この資格は国家資格ではありません。」</p> <p>○「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」</p>
5 病院、診療所等	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>(3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒する旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>(5) 患者や医療従事者の主観によるものや客観的な事実であることを証明できない事項については、広告してはならない。</p> <p>(6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。</p>	<p>×患者の体験談の紹介</p> <p>×「理想的な医療提供環境です」等</p>
6 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p>	

<p>7 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) サービス全般（老人保健施設除く。） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム (1)に規定するもののほか、 ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>	<p>×郡上市事業受託事業者等</p>
<p>8 不動産事業</p>	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。 (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>	<p>×「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等</p>
<p>9 旅行業</p>	<p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。</p>	<p>×白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等</p>
<p>10 通信販売業</p>	<p>(1) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。</p>	
<p>11 雑誌・週刊誌等</p>	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。 (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のあ</p>	

	<p>る表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快感を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>	
12 映画・興業等	<p>(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>	
13 古物商・リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p>	
14 結婚相談所・交際紹介業	<p>(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>	
15 調査会社・探偵事務所等	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>	
16 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>	
17 募金等	<p>(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p>	<p>○「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
18 質屋・チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>	<p>×「○○○のバッグ50,000円、航空券東京～福岡15,000円」等</p>
19 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要</p>	

	(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。	○「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません」等
20 ウイークリーマンション等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。	
21 その他、表示について注意を要すること。	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>(2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合には、その旨明示すること。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用でないものとする。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現ではないこと。</p> <p>(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告</p> <p>(8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p>	<p>○「メーカー希望小売価格の30%引き」等</p> <p>○「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等</p> <p>×「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等</p> <p>○「お酒は20歳を過ぎてから」等 ×お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿</p>

別表第3（第8条関係）

この封筒は再生紙を使用しています

広告⑤番

10.0 cm

3.3 cm

広告④番


広告③番

広告②番

広告①番 みんなで考え みんなでつくる郡上
※イメージ ～ずっと郡上 もっと郡上～

郡 上 市

郡上市八幡町島谷 228 ☎0575-67-1211
<https://www.city.gujo.gifu.jp/>



上記の広告は、郡上市印刷物等広告掲載事業実施要綱に基づき、
●年●月●日現在で掲載されたものです。

(様式第 1 号)

年 月 日

郡上市長 様

申込者 住所 (所在地)
氏名又は名称 ⑩
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

郡上市事務用封筒有料広告掲載申込書

郡上市事務用封筒有料広告募集要項第 6 条の規定に基づき、下記のとおり事務用封筒への広告掲載の申込みをします。

申込みにあたっては、郡上市広告掲載事業実施要綱及び郡上市事務用封筒有料広告募集要項を遵守します。

記

- 1 封筒名称等 定形封筒 長形 3 号
2 広告掲載希望箇所 広告 番

※ 広告の掲載箇所に希望がある場合は、希望する番号を上記の枠内に記入ください。なお、希望がない場合は空欄としてください。

※ 希望する広告掲載箇所が他の者と重複した場合は、市がくじにより抽選し、決定します。

- 3 添付書類 (1) 法人登記簿謄本 (個人事業者の方は身分証明書)
(2) 会社概要 (パンフレット等)
(3) 掲載する広告の原稿

(様式第2号)

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

様

郡上市長

印

郡上市事務用封筒有料広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定したので、郡上市広告掲載事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 決定事項 掲載します。掲載箇所 広告 番

掲載しません。

(理由：)

2 封筒名称等

3 広告料 円 (円× 枚)

4 納付期限 年 月 日